

令和7年度第1回西区地域包括ケアシステム推進会議

- 1 日時 令和7年(2025年)8月20日(水)14時～15時45分
- 2 場所 西部公民館2階 会議室A
- 3 出席委員(敬称略)15名
田嶋 哲、田尻 征久、野田 直美、鈴木 昭彦、古川 直枝、檜村 弘昭、
益田 加代子、片山 美智子、中島 花江、村田 育子、徳丸 由美子、
(代理)平野 公大、(代理)齋藤 猛人、(代理)安永 さとみ、坂本 あや
*欠席 大久保 優志、本田 一義、秦 英房、多久 博章、伊藤 潤
- 4 区長挨拶
- 5 会長・副会長選出
- 6 議事
 - (1) 地域包括ケアシステムの概要について
 - (2) 西区地域包括ケアシステムアクションプラン令和6年度実績報告
 - (3) 西区の地域課題について

議事録等(要旨)

○事務局

議事(1)地域包括ケアシステムの概要について【資料1】(2)西区地域包括ケアシステムアクションプラン令和6年度実績報告【資料2】について報告

○会長

ただいまの説明に関してご質問とご不明な点はございませんか。

○委員

通いの場づくりの令和7年度の目標について。西区管内で70ちょっとの町内があると思いますが、どのくらいの町内で月1回以上の開催があっているか分かれば教えてください。

○事務局

サロンを入れると月1回以上の通いの場は、数だけみると50%を少し超えるくらいですが、校区によって差があります。

○委員

令和8年度に向けて現状と目標の違いがわかると、優先順位を付けられるのではないかと思ったため質問しました。

○会長

令和6年度のところもどのぐらい達成されているか再確認ください。

その他、議事(1)に関して、ご意見等ございませんか。

では続きまして、議事(3)、西区の地域課題について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議事(3)西区の地域課題について【資料3】報告

○会長

ただいま事務局から説明、西区の地域課題として全般的な話と、昨年度西区の課題として挙げた高齢者のペットの問題について、地域包括支援センター(以下「ささえりあ」という)から補足はありますか。

○委員

ペット問題について補足いたします。

ささえりあでは、地域の高齢者の支援を行う中で、身寄りのない方や精神疾患・認知症を抱える方がペットを飼っているケースが増えており、入院や施設入所の際にペットの世話が課題となる事例が多く見受けられます。

ペットがいることを理由に、医療を拒否されたり、入院後に「早く退院したい」と強く希望されるケースもあります。法律上、ペットは個人の所有物(動産)として扱われるため、支援の対象として位置づけることが難しく、対応に苦慮する場面が多くあります。

ささえりあでは、こうした状況に対して支援を行うこともありますが、ペットの世話に関しては、支援者が自腹で対応しているケースもあり、現場の負担が大きくなっています。このような実情が、ペット問題に対する問題意識の高さにつながっていると考えています。

また、自治会長や民生委員の方々も、相談先が分からず困っているという声が多く寄せられています。金銭的に余裕がある場合には、地域の方が代理でペットの世話をすることもあります。経済的に困難な場合には、ささえりあ職員が費用を負担して対応しているというのが現状です。

よくある課題については、国レベルで対応が進められていると思いますが、今回のペット問題は、地域で実際に困っている課題として、五ささえりあから挙げさせていただきました。

○会長

実際に、私のところでも最近、転倒されて救急車で搬送された方がいらっしゃいました。幸い骨折などはありませんでしたが、動くのが大変そうだったため、しばらく入院さ

れてはどうかとお話ししたところ、「猫がいるから帰る」と言われました。

このように、ペットの存在が入院や支援の判断に影響するケースがあります。ご自宅に障がいのあるご家族がいらっしゃる場合や、同居の方が面倒を見ているようなケースでは、ささえりあや民生委員さんが把握されていることもあると思います。

ただ、ペットに関しては、どこまで把握されているのかは不明で、本人しか知らないという状況もあるのではないかと感じています。ご近所の方も、ペットの存在に気づいていないことがあるかもしれません。

犬の場合は吠えることで「飼っている」と分かることもありますが、動物の種類によっては、周囲が気づかないこともあるのではないかと思います。

このような点について、他にご意見があればぜひお聞かせいただきたいと思います。

○委員

高齢者支援において、ペットは「物」ではなく「家族」として認識されることが多く、支援対象者の人的環境と住環境の中間に位置する存在として、扱いが難しい状況です。高齢者がペットを飼う背景には、家族の不在や孤独感があり、ペットが精神的な支えとなっているケースが多く見受けられます。

しかしながら、ペットは介護指導の対象にはならず、支援体制の中での位置づけが曖昧です。高齢者の健康寿命よりも長生きするペットも多く、飼い主が入院や死亡した際にペットが置き去りになるケースも発生しており、衛生面や近隣トラブルなど、地域課題に発展することもあります。

特に、猫や犬の飼育に関しては、糞尿の処理ができず、室内外で問題が生じる事例もあり、地域住民の生活環境にも影響を及ぼしています。病院側ではペットの存在が問題視されにくい傾向がありますが、退院後の在宅環境にペットがいることを考慮しない支援は不十分であると考えられます。

また、ペットが残された場合、制度的な支援が乏しく、人的支援が困難な状況では対応が非常に難しいのが現状です。このような課題は、核家族化や孤立・孤独の問題とも密接に関連しており、地域のつながりが希薄な中で、ペットに代わる支えが地域にあれば、飼育の必要性も変わってくる可能性があります。

今後は、ペットを含めた生活環境全体を支援の視点に取り入れ、地域包括ケアの中で構造的に課題を捉えていく必要があると考えています。

○会長

まず実態把握が大切。対象者の体調が予測できる場合は対応できるかもしれないが、急に体調不良になった場合は、問題になってくる可能性があります。

○委員

本日が初めての参加で、まだよく分かっていない部分もありますが、お話をさせていただきます。

「向こう三軒両隣」という言葉のとおり、隣近所のことくらいは何とか把握できるものです。町内に隣保があれば、自分の隣保の方々の様子や家庭の状況もある程度分かります。

公的な取り組みとして、アクションプランなど様々な施策が進められていますが、それが高齢者の方々にどのように伝わるかという点、実際に「行ってみようか」と思っていたくまでには、なかなか至らないのが現状です。

そのような状況の中で、私たちが果たすべき役割は「つなぐ役割」なのではないかと感じています。隣近所のことを知り、関心を持つことで、今回の水害のような災害時にも状況を早く把握し、対応できるのではないかと思います。

実際に、夫が地域の役を担っており、今回の大雨の中で「山の上に住んでいるおばちゃんから助けてという電話が来たらどうしよう」と心配していました。自分自身も外に出られない状況でしたが、さらに上の山に住んでいる方を考えると、とても不安でした。幸い、連絡はありませんでしたが、避難所の開設状況や人数などの情報はネットで把握できていました。

しかし、いざ自分が何か行動できるかと考えると、不安が大きかったです。だからこそ、「こういう状況になるから、避難した方がいいですよ」といった声かけを、近所の方に事前にできるような体制づくりが大切だと感じています。

もう一点、私はよく孫をこども文化会館に連れて行きます。あそこはいつも開いていて、休館日を除けば、いつでも遊んだり、作ったり、食べたりと、いろいろな活動ができます。

高齢者の方々に対しても、同じように気軽に集まれる場所があれば良いのではないかと考えています。元気なお年寄りが集まり、仲間づくりができるような施設があると、地域の活性化にもつながると思います。

私は昨年から春日校区でサロン活動のお手伝いをさせていただいております。最初は手探りでしたが、サロンに来られる高齢者の方々と接することで、自分自身のこれからの姿が見えてくるようになりました。

老々介護のような状況もありますが、少し前に行く方々の姿を見ながら活動することは、人のためだけでなく、自分自身のためにもなると感じています。そうした意識をもっと多くの方々と共有していくことが必要だと思います。

○委員

春日校区の民生委員の充足率は40%となっております。

現在、益田委員が春日校区でサロンを立ち上げて活動されていることについてお話がありましたが、民生委員の数は少ないものの、福祉ボランティアとしては現在34名の方が登

録されており、日頃から生活の見守りやサロン活動への協力をいただいています。

災害時を含め、いつでも言えることは「顔の見える関係」が非常に重要であるということです。サロン活動を通じて、何かあった際の連絡がスムーズに行えたという事例もあり、熊本地震の際にもそのような町内がありました。

民生委員を引き受けていただくことはなかなか難しい状況ですが、見守り活動に関わる人数は他の校区に負けないほど増えてきていると感じています。

民生委員は、行政と地域をつなぐ大切な役割を担っており、その役割を補う必要があると考えています。一方で、普段の見守りや支援に協力してくださる方は多くいらっしゃいます。

民生委員が地域の方々にどのように受け止められているのかを改めて考える中で、課題は多岐にわたりますが、欠員が多いからこそ、民生委員が本来担うべき役割がより明確になってきたように思います。

各町内では、自治会長さんをはじめ、公民館や老人憩の家を中心にサロンが立ち上がってきており、以前は動きがなかった地域でも、最近ではあちこちで活動が始まっています。地域の皆さんが「自分ごと」として考えてくださっていることに、感謝の気持ちを持っています。

○会長

民生委員も地域によって充足率が異なる。担い手が不足しているため、大変だと思います。民生委員協力員制度について具体内容は。

○事務局

令和7年4月15日現在、熊本市全体の民生委員数は1,315名であり、充足率は89.5%となっています。熊本市では、民生委員の担い手不足を補うため、令和7年度から「協力員制度」が開始される予定です。

この制度では、民生委員1人につき協力員1人を配置することができ、任期は民生委員と同じく3年間です。協力員は、見守り活動や地域イベントへの参加など、補佐的な役割を担いますが、高齢者名簿の管理や調査証明などの事務業務は行いません。

協力員は、活動費として年間24,000円が支給され、ボランティアとして活動します。

○会長

民生委員が指名するとかできますか。説明会はありますか。

○事務局

校区自治協や校区社協に行っています。

○委員

私は社協のボランティア委員として、これまで民生委員の支援活動を継続してきました。町内では、民生委員1名に対して7名のボランティアが協力して活動しています。

今回新たに導入される「協力員制度」については、既存のボランティア活動と内容が重複しているように感じており、制度の違いや目的が分かりづらいと感じています。

また、報酬（月額2,000円）が発生することで、純粋な支援の気持ちに変化が生じるのではないかという懸念もあります。制度導入が民生委員の担い手増加につながるかについても疑問があり、今後も従来通り、社協のボランティアとして活動を続けていきたいと考えています。

○事務局

協力員制度は、民生委員の担い手不足への対応として導入されていますが、単なる「見習い」的な位置づけにとどまらず、民生委員を退任された方が引き続き地域活動に関わるための仕組みとしても機能しています。

民生委員には75歳未満という年齢制限がありますが、意欲のある高齢者が協力員として活動を継続し、経験の浅い民生委員への助言や支援を行うケースも想定されています。

この制度は、経験者の知見を地域に活かすための役割も担っており、見習い的な側面と、継続的な地域貢献の両面の意義を持つものです。

○委員

地域の通いの場の立ち上げは大変であり、地域性や住民の関心に応じた支援が求められます。立ち上げ時には、強いリーダーシップや団体の熱意が必要ですが、コロナ禍以降は活動の中断や関心の低下により、自然消滅するケースが増えています。

特に、活動が属人的になっていることが課題であり、リーダーの高齢化や引退後に後継者が育っていない状況が多く見られます。また、助成金の申請や会計管理などの事務負担も、活動継続の障壁となっています。

通いの場の継続には、地域全体でのバックアップと「我がこと意識」に基づく関わりが重要であり、地域共生や包括ケアの観点からも支援体制の強化が求められます。実際に、元氣くらの参加者数が基準を下回るなど、制度上の継続が危ぶまれる事例もあり、危機感を持って対応する必要があります。

今年度の介護者教室では、「通いの場の継続」をテーマに取り上げる予定であり、地域の支援体制の再構築に向けた取り組みが進められています。

○会長

他のささえりあ、どうですか。

○委員

人材不足やサロン活動の立ち消えに関する議論を受けて、実際に小島校区では老人会の解散に伴い、サロン活動も終了するという事例がありました。

一方で、片山委員の地域では「通所 B」が立ち上がり、定員 5 名から始まった活動が、現在では参加者が増え、場所が手狭になるほど盛況となっています。介護保険サービスを卒業された方々が、地域の活動を楽しみにされている様子も見受けられます。

このように、地域によって活動の状況には大きな差があることが改めて認識されました。また、ペットの問題なども含め、何かあったときに早期に声をかけられるような関係づくりが重要であり、各ささえりあとしてもそのような地域づくりを目指しています。

西区としても、住民の皆さんが気軽に相談できる環境を整え、「何かあったらどうするか」を共に考えられる地域づくりを推進していきたいと考えています。

○委員

ささえりあへの勧めもあり、地域で「通いの場」を設立しました。コロナ禍においても感染対策を徹底しながら活動を継続した結果、参加者の健康状態が改善し、介護度の軽減も見られました。ボランティアには 10 名以上が関わっており、活動の楽しさをきっかけに、地域の老人会などにも積極的に参加するようになりました。

また、地域イベント「松西フェス」にも参加し、踊りや歌を通じて多世代交流を実現しました。活動が地域に認知され、来年の催しに対する期待の声も寄せられています。

退職後は、小学校跡地の校長室を活用して子どもたちの学習会を開催しています。高齢者との交流会では、e スポーツや踊りを通じて子どもたちの笑顔や積極的な関わりが見られました。最近では中学生の参加も始まり、子ども同士の支え合いや地域とのつながりが育まれています。

活動は体力的に負担もありますが、地域のボランティアの協力により継続できています。学習会では勉強と遊びの時間を設け、子どもたちは仲間づくりを楽しんでいます。今年は過去最多の 10 名が参加し、子ども同士の誘い合いも活発になっています。

通いの場の新設にあたっては、区役所の丁寧な支援があり、書類作成などもスムーズに進みました。保健こども課による「ベジチェック」も好評で、来年度の実施を希望する声が上がっています。

今後も地域の力を借りながら、後継者づくりと活動の継続に取り組んでいきたいと考えています。

○委員

最近、お一人暮らしで近隣との関係が希薄な方が入院された際に、郵便物の管理が課題となる事例がありました。病院の相談員に相談しても対応が難しく、誰が郵便物を届けるのかという点で、民生委員に依頼することが負担になる可能性もあります。

支援者がいない場合の郵便物の取り扱いについては、今後の検討が必要です。

過去に同様の経験がある方がいらっしゃれば、対応方法や工夫について情報共有をお願いしたい。

○委員

地域の方から「〇〇さんは入院されているのではないか」といった問い合わせがあることがあります。たとえば、郵便物が溜まっているなどの状況から、困っている様子が見受けられる場合です。

ささえりあとしては、個人情報保護の観点から、たとえ記録があったとしても「入院しています」といった情報を地域の方に直接伝えることはできません。

そのため、対応としては、まずささえりあで相談を受け、「わかりました」と受け止めたうえで、病院側に確認を依頼します。本人の理解度や状況に応じて、委任状などの法的な書類を用意してもらい、郵便物の受け取りや管理を「ささえりあ〇〇さん」にお願いするケースもあります。

実際に、身寄りのない一人暮らしの方が入院されている事例もあり、病院の職員が複数人で本人の意思確認を行ったうえで、支援者が郵便物の受け取りを代行しています。

今後、郵便物の管理などで困っている地域住民がいた場合は、まず「ささえりあ」に相談してもらい、必要に応じて支援者が郵便物の受け取りや届け出を行う体制を整えていくことが望まれます。

○委員

入院先が分からない場合など、個人情報なのであちこち聞いてみるわけにもいかず困ることがあります。地域に郵便物が飛んでいくこともあります。

○委員

郵便ポストに郵便物が溜まっている状況から、地域住民が高齢者の異変に気づくことがあるが、実際には救急搬送されて入院しているケースが多いです。病院側から住所等の情報をもとに、後日ささえりあへ連絡が入ることが一般的です。

郵便物は本人の所有物であるため、本人からの意思表示がある場合に限り、複数人で客観的に対応する体制を取っています。過去の事例では、意思表示ができない状態の方に対して、ケースワーカーや不動産管理者と連携し、対応したケースもあります。

地域住民からの心配の声があっても、個人情報の観点から詳細な回答は難しく、対応には慎重な判断と連携が必要となります。成年後見人も代わりに受け取れないようになっていきます。

○委員

要介護者が数日間自宅に不在となった際、ささえりあがその事実を把握していないケースがあります。実際の事例では、民生委員が異変に気づき、ささえりあに問い合わせたものの情報が得られず、警察に連絡して住居に立ち入った結果、本人は施設に短期入所していたことが判明しました。

このような事案では、警察や不動産管理者と連携して対応することがあり、最終的には行政や警察が介入する形になることもあります。特に、近隣との関わりが希薄な場合には、安否確認や情報共有が困難となるため、地域の見守り体制と公的機関との連携が重要。

○委員

ささえりあ職員が高齢者宅へ駆けつけても、住居への立ち入りは原則できず、不法侵入となるため、状況に応じて警察へ連絡する対応を取っています。警察が対応する場合は、消防やレスキューと連携し、最低限の破損で住居に立ち入る体制が整えられます。

実際の事例では、公営団地にて異変が疑われた際、管理センターから許可を得て、裏窓を破って入室し、中で亡くなっていた方を発見したケースがありました。玄関は破壊せず、必要最小限の対応が行われます。

また、住居が開いていた場合にささえりあ職員が入室し、第一発見者となることもあるが、その場合は個人として警察の聴取を受ける必要があり、職務とは別の扱いとなります。こうした対応には慎重な判断と法的配慮が求められます。

○会長

本会議は、西区の地域包括ケアシステム推進会議であり、ここで出された意見や課題は、今後、市全体の会議へ西区として報告・提案される予定です。

今回の会議では、ペット問題をはじめ、高齢者支援に関する課題、人材不足、民生委員の支援体制、通いの場の継続性など、昨年度に引き続き複数の重要な課題が整理されました。これらの内容は、西区の地域課題として事務局で取りまとめ、市へ報告する予定です。

また、地域包括ケアシステムのアクションプランについては、委員各位が所属する関係機関において、今後も継続的な取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に、事務局からその他の連絡事項がありますか。

○事務局

第一層の市の推進会議に第二層の西区推進会議から 1 名選出することになっており、西区の代表として、田嶋会長にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。【拍手】

○会長

以上をもちまして本日、議事として予定していた議題は終了でございます。

委員の皆様、長時間にわたりまして、ご協力いただきましてありがとうございました。

7 部長挨拶

閉会